

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成30年7月18日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：県に提出した主燃焼室に係る一般廃棄物処理施設変更等届出書及び関連資料一切

2 実施機関の決定

実施機関は、平成30年7月31日に該当する公文書を下記の文書と特定し、開示決定を行い、審査請求人に通知した。

特定文書：県に提出した主燃焼室に係る一般廃棄物処理施設変更等届出書及び関連資料一切

3 審査請求

平成30年10月19日付けで、審査請求人は本件開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

4 諮問

平成30年11月8日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件開示決定に係る文書に誤りがあり、訂正の上、市民に分かりやすい正しい文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書添付の「変更理由」において、これまで二次燃焼室入口温度が燃焼室出口温度としていた主張を二次燃焼室出口へ変更した根拠の開示を求める。また、「参考資料－1」「参考資料－2」の容積等の算出及び算出計算式に誤りがあるため、算出根拠の開示を求める。

公文書について、市民が理解出来ることが重要であり、わかりやすく説明すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

開示した文書は、一般廃棄物処理施設設置届出書に記載されている主燃焼室内の温度計を削除するために県へ提出した「一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書」及びこれに関する参考資料である。審査請求人からは、当該開示公文書以外の文書の開示と説明を求められたが、これ以外に開示できる文書が存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件開示請求は、県に提出した一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書及び関連資料一切の開示を求めるものである。

実施機関は、本件対象公文書を第2の2のとおり特定し、開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、開示された本件対象公文書が、審査請求人が開示請求をした文書に該当しない旨主張している。

よって、当審査会は、本件開示決定の妥当性について審査する。

2 本件開示決定の妥当性について

審査請求人は、対象公文書の外に特定すべき文書として、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書添付の「変更理由」における「参考資料－１」「参考資料－２」の容積等の算出及び算出計算式の根拠の開示を求めており、さらに、当該算出計算式は誤りがあり、訂正すべきであると主張している。

なお、当審査会は、審査請求人から口頭意見陳述の実施を希望する旨の申出があったため、審査請求人にその機会を付与することを予定していた。しかし、審査請求人が当該申出を取り下げたため、審査請求人による口頭意見陳述を実施しないこととした。

実施機関の説明によると、開示公文書は、県へ提出した「一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書」及びこれに関する参考資料であり、これ以外に開示できる文書は存在しないとのことである。

市が県に提出した届出書について、県が当該届出書を受理している以上、かかる実施機関の説明に特段不合理な点はなく、審査請求人が求める公文書は存在するものと推認することができない。

なお、審査請求人が主張する公文書の記載内容の真実性については、条例に基づく開示決定等の処分に係る事項ではないことから、審査会における審査の対象ではない。

したがって、本件対象公文書を第２の２のとおり特定し、開示決定を行ったことは、妥当性を欠くものではない。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成30年11月 8日	諮問書の受理

11月14日	実施機関理由説明書の受理
11月28日	審査請求人意見書の受理
12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
平成31年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・審議
2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申